

# 石川県公報

平成 23 年 9 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 63 号)

## 目 次

条 例			
石川県税条例の一部を改正する条例 (税務課)	1	スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (同)	3
野々市町の市制施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (地方課)	1	石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	4
風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	2		
公立学校職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会事務局)	3		

## 条 例

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例 (昭和二十九年石川県条例第二十三号) の一部を次のように改正する。

附則中第十二条を第十一条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税の非課税)

第十二条 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国から、当該路線維持のための補助金の交付を受け、かつ、当該路線の運行の用に供されるバス車両購入に係る補助金の交付を受けて一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成二十四年三月三十一日までにに行われたときに限り、第百十条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、同項の補助金の交付決定通知書の写しを知事に提出しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の附則第十二条の規定は、この条例の施行の日の翌日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

野々市町の市制施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十一号

野々市町の市制施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(知事の権限に属する行政機関設置条例の一部改正)

第一条 知事の権限に属する行政機関設置条例 (昭和二十五年石川県条例第三十三号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表石川県金沢県税事務所の項中「石川郡、河北郡、白山市」を「河北郡、白山市、野々市市」に改め、同表石川県石川中央保健福祉センターの項中「石川郡及び」を削り、同表石川県中央児童相談所の項中「石

川郡、白山市」を「白山市、野々市市」に改め、同表石川県石川中央保健所の項中「石川郡、河北郡、白山市」を「河北郡、白山市、野々市市」に改め、同表石川県南部家畜保健衛生所の項中「石川郡」を削り、「白山市」の下に「野々市市」を加え、同表石川県石川農林総合事務所の項中「石川郡及び白山市」を「白山市及び野々市市」に改め、同表石川県石川土木総合事務所の項中「石川郡、白山市」を「白山市、野々市市」に改め、同表第二項の表石川県石川中央保健福祉センターの項中「白山市」の下に「野々市市」を加える。

(石川県流域下水道条例の一部改正)

第二条 石川県流域下水道条例(昭和六十二年石川県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表尾川左岸流域下水道の項中「野々市町」を「野々市市」に改める。

(石川県営住宅条例の一部改正)

第三条 石川県営住宅条例(昭和三十四年石川県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表あすなる団地営営住宅の項から本町団地営営住宅の項までの規定中「石川郡野々市町」を「野々市市」に改める。

(石川県建築基準条例の一部改正)

第四条 石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項の養蚕工業地域の項中「石川郡野々市町」を「野々市市」に改める。

(石川県立学校条例の一部改正)

第五条 石川県立学校条例(昭和三十九年石川県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の表石川県立野々市明倫高等学校の項及び第九条の表石川県立明和特別支援学校の項中「石川郡野々市町」を「野々市市」に改める。

(石川県警察の警察署設置条例の一部改正)

第六条 石川県警察の警察署設置条例(昭和二十九年石川県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表松任警察署の項中「石川郡野々市町」を「野々市市」に改める。

(石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第七条 石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例(平成二十一年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中

「	松任警察署	白山市	白山市(付表四のとおり)及び石川郡野々市町	」を
「	松任警察署	白山市	白山市(付表四のとおり)及び野々市市	」に、
「	白山警察署	白山市	白山市及び石川郡野々市町	」を
「	白山警察署	白山市	白山市及び野々市市	」に改める。

(石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第八条 石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年石川県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「能美郡の地域」を「野々市市の地域」に改める。  
石川郡の地域」 能美郡の地域」

附 則

この条例は、平成二十三年十一月十一日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十二号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年石川県条例第二十一号)の一部を次のように改正す

る。

第三条第一項第七号中「堆積」を「堆積」に改め、同条第二項第十二号(三)中「第一種電気通信事業、有線放送電話業務又は有線放送業務」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)による認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」といふ。)又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)による有線一般放送(ラジオ放送の)に「同じ。)の用」を「有線一般放送」といふ。)の用」に、「有線放送業務」を「有線一般放送」に改め、同項第十三号中「堆積」を「堆積」に改め、同条第三項第二号を次のように改める。

一 独立行政法人森林総合研究所

第三条第三項第四号を次のように改める。

四 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第三条第三項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条第一号中「勾配」を「勾配」に改め、同条第二十五号中「電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)による第一種電気通信事業」を「認定電気通信事業」に改め、同条第二十六号を削り、同条第二十七号中「放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)による放送事業」を「放送法による基幹放送」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条中第二十八号を第二十七号とし、第二十九号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三項第四号の改正規定は、平成二十三年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)附則第七条の規定により同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号、以下「旧有線放送電話法」といふ。)の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する線路の設置又は管理に係る行為については、改正後の第三条第二項及び第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十三号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第七条から第十条の三までを次のように改める。

第七条から第十条の三まで 削除

附 則

この条例は、平成二十三年十月一日から施行する。

スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十四号

スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項第二号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第六條第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六條第一項」に改める。

(石川県スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第二条 石川県スポーツ振興審議会条例(昭和三十七年石川県条例第十五号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

石川県スポーツ推進審議会条例

第一条中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第十八条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条」に、「石川県スポーツ振興審議会」を「石川県スポーツ推進審議会」に改める。  
(石川県体育施設条例の一部改正)

第三条 石川県体育施設条例(昭和三十九年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「(スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第二条に規定するスポーツをいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十五号

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改  
正する条例

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(昭和三十九年石川県  
条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表石川郡選挙区の項を次のように改める。

野々市市選挙区	野々市市	一人
---------	------	----

附 則

この条例は、平成二十三年十一月十一日から施行する。